

**令和２年度
京都市誘導型まちづくりプランニング支援事業補助金
募集要項**

京都市では、多様な主体によるまちづくりの持続的展開を目指し、民間資金を活用した地域まちづくりに資する良質な建築計画等の整備を支援するため、同計画等の作成に要する費用を助成する『誘導型まちづくりプランニング支援事業補助金』を創設しました。

令和２年度の補助金交付対象事業について、次のとおり募集します。

◆ **募集期間**

- ・ 令和２年７月９日（木）～７月３１日（金） 必着

◆ **応募資格（補助対象者）**

- ・ 補助対象物件の所有者又は管理者（法人が所有又は管理する場合は、その代表者等）
- ・ 補助対象物件を賃借又は購入しようとする者
- ・ 補助対象物件の所有者から当該物件を借り受け、賃貸しようとする者

◆ **補助内容**

- ・ 地域のまちづくりニーズへの対応を前提とした建築計画等の作成に要する費用を一定額まで補助します。

◆ **補助額**

- ・ 上限３００万円（補助率１０／１０）

◆ 補助対象事業

土地又は建築物（以下「補助対象物件」という。）について、地域のまちづくりニーズに対応した良質な建築計画等※¹を構築するために企画立案を行う事業とする。

＜補助対象物件の要件＞

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。

＜補助対象事業の要件＞

- (1) 補助対象者が招集した企画者※²において企画立案を行うこと。
- (2) 補助対象者が選定した専門家等※³による助言等に基づき企画立案を行うこと。
- (3) 企画立案の過程において地域住民等※⁴の意見を取り入れること。
- (4) 事業化を前提とした計画とすること。
- (5) 建築計画等の事業化に係る工事費等の一部について、クラウドファンディングによる資金調達を行うことを前提とし、コーディネーター※⁵による助言等を踏まえた計画とすること。
- (6) 地域の良好な生活環境の維持や周辺との調和に留意した計画とすること。
- (7) 補助対象物件の利用に際し安全上支障がない計画とすること。

※¹ 建築計画等：建築物の新築、増築、改築及び改修に係る企画、設計及び事業の内容や収支に関する計画

※² 企画者：専門性や資格の有無等にかかわらず、補助対象者が招集し、建築計画等を企画立案する者

※³ 専門家等：建築計画等を企画立案するために必要な建築、不動産、事業運営等に関する専門的な知識や資格を有し、補助対象者が選定する者

※⁴ 地域住民等：補助対象物件が存する区域（町内、学区等）や事業化に伴う影響が想定される周辺区域の住民

※⁵ コーディネーター：クラウドファンディングの活用に関する専門知識や実績をいかし、企画者等に対し適切な助言や提案を行うため、別途、本市において選定する者

◆ 補助額

上限 300 万円（補助率 10/10）

＜補助対象となる経費の例＞

- ・ 専門家等への謝礼金
- ・ 会議の出席や調査のために必要な交通費
- ・ 会議用お茶代、食事代等の打合せ経費
- ・ 事務用品代、電子文房具（USB メモリ、SD カード）代、コピー用紙代
- ・ 会議資料印刷代、図面等印刷製本代、コピー代、写真現像代
- ・ 広報費

- ・送料，切手代，振込手数料
- ・アルバイト料，手当
- ・設計（図面作成等）等の専門的な技術を要する部分を委託する場合の委託費，アンケート等の調査委託費
- ・会場使用料
- ・保険料

◆ 応募方法

交付申請書に必要な事項を記入のうえ，必要書類を添えて，都市計画局まち再生・創造推進室へ提出（郵送又は持参）してください。

交付申請書の様式は，当室のホームページからダウンロードできます。また，当室でも配布します。

京都市誘導型まちづくりプランニング支援事業

検索

※ 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言は解除されましたが，密接を避け，新たな感染拡大を防止するため，可能な限り，申込は郵送（書留，レターパック等）で御提出いただきますよう，御協力をお願いいたします。

◆ 応募書類

- (1) 交付申請書（第2号様式）
- (2) 付近見取図
- (3) 補助対象者であることを証する書類（補助対象物件の登記事項証明書等）
- (4) 誓約書（第3号様式）
- (5) 補助対象物件の現況図面（縮尺100分の1程度）
- (6) 補助対象物件の現況写真（全景及び建築物にあっては室内の状況を示す写真）
- (7) 事業計画書（第4号様式）
- (8) 収支予算書（第5号様式）
- (9) 事前着手届（第6号様式）※

※ 事前着手届については，交付決定後に事業に着手する場合は不要です。

◆ 募集期間

令和2年7月9日（木）～7月31日（金） 必着

◆ 選考方法

応募いただいた事業から2～3事業程度を選定します。

なお，選定に際してヒアリングをさせていただく場合があります。

＜評価項目＞

- ・実施目的：本事業の趣旨に沿ったものか。
- ・公共性：地域の利益につながる事が期待できるものか。
- ・実行性：実施に必要な体制が適切に計画されているか。
事業の趣旨に沿って適切に企画立案を行うことができるか。

目的を達成するために、綿密なスケジュール等が立てられているか。
事業化の実現性可能性が見込め、補助に見合った効果が期待できるか。

・経費の妥当性：積算は適切か。

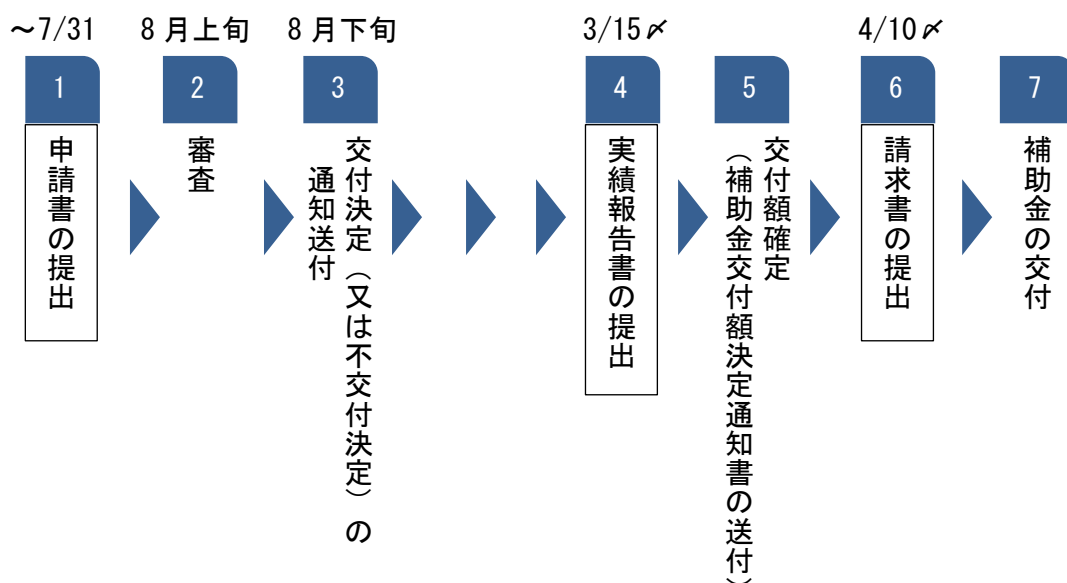
期待される効果に対して、予算は妥当な額か。

・発展性：行政目的に照らして、他地域への発展可能性が期待できる事業か。

◆ 選定結果の通知

選定後、速やかに申請者に通知します。また、交付を決定した事業を当室のホームページで公開します。

◆ 補助金の交付までの流れ



※ は申請者において書類の提出が必要です。

※ 事業の実施に必要と認められる場合は概算払を受けることができます。

◆ 注意事項

- (1) 交付決定された事業は、令和3年3月15日までに完了する必要があります。
- (2) 事業の完了後、本市の広報において、事例として当該事業を掲載することがあります。
- (3) 事業の実施に当たり、申請書に記載していた事項が変更になる場合は、軽微な変更を除き、変更の申請を行い、事前に承認を受ける必要があります。
- (4) 補助金の交付等に当たっては、本要項に定めるもののほか、京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び京都市誘導型まちづくりプランニング支援事業補助金交付要綱に定めるところによります。

◆ 申請及びお問合せ先：京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（都市づくり担当）

電 話：075-222-3503

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

受付時間：平日午前9時～午前11時30分・午後1時30分～午後5時（年末年始を除く）